

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則に基づく苦情相談及び調査手続に関する細則

改正 平成二十七年 二月二十七日
同 三〇年 三月一四日

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	苦情相談（第四条―第七条）
第三章	調査手続（第八条―第十七条）
第四章	措置等の説明（第十八条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この細則は、性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第百五十二号。以下「規則」という。）第七条第四項、第八条第四項及び第十三条の規定に基づき、規則第七条第二項に規定する苦情相談（以下「苦情相談」という。）及び規則第八条第二項に規定する調査委員会の調査（以下「調査」という。）に関する手続及び留意すべき事項並びに規則の実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

（相談及び調査に当たっての基本的な心構え）

第二条 相談員は、苦情相談及び調査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 苦情相談に係る案件に関係する者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重すること。
- 二 苦情相談の当事者に対し、適切かつ効果的な対応を選択するよう努めること。
- 三 迅速な対応をし、事態を悪化させないように努めること。

（記録の目的外使用の禁止）

第三条 規則第十二条第二項ただし書の規定に基づき保管記録の閲覧又は謄写を許可された者は、許可された目的以外に保管記録を使用してはならない。

第二章 苦情相談

(苦情相談の申出)

第四条 日本弁護士連合会(以下「本会」という。)は、苦情相談を受け付けるため、差別的取扱い等相談担当窓口(以下「相談担当窓口」という。)及び規則運営事務局を設置する。

2 規則第三条第一項に規定する者等が苦情相談を希望するときは、相談担当窓口
に、電話、ファクシミリ、電子メール又は書面の郵送により苦情相談の申出を
することができる。

3 相談担当窓口は、前項に規定する苦情相談の申出があったときは、相談場所、
相談員の性別、人数等についての当該苦情相談を申し出た者(以下「申出人」とい
う。)の希望及び規則第二条第一号の性別による差別的取扱い又は同条第二号のセ
クシュアル・ハラスメント(以下「差別的取扱い等」という。)を行ったとされる会員
(以下「相手方」という。)の所属弁護士会への当該案件についての苦情相談の申出
の有無を聴取し、これを速やかに規則運営事務局に報告する。

4 規則運営事務局は、相手方の所属弁護士会に当該案件に関する苦情相談制度が
ある場合は、申出人にその旨説明し、申出人が、当該弁護士会に既に苦情相談を
申し出ていた場合及び当該弁護士会への申出を希望する場合は、本会への申出を
受理しないものとする。

5 規則運営事務局は、申出人が本会に勤務する者である場合であつて、当該申出
にかかる苦情相談の内容がセクシュアル・ハラスメントに関するものであるとき
は、本会が定めるハラスメントの防止に関する規則(規則第百六十九号)に基づく
苦情相談制度がある旨説明し、申出人が当該制度を既に利用していた場合及び当
該制度の利用を希望する場合は、申出を受理しないものとする。

6 規則運営事務局は、苦情相談の申出を受理した場合は、本会に対し申出人の希
望及び相談員間の公平を考慮して、規則第六条の相談員名簿から当該苦情相談を
担当する相談員(以下「担当相談員」という。)の候補者を推薦する。

7 本会は、前項に規定する推薦を考慮したうえで、規則第七条第一項の規定に基
づき、速やかに担当相談員を指名する。

(相談体制)

第五条 本会が前条第七項の規定により指名する担当相談員の人数は、一人とする。
ただし、申出人が複数の担当相談員による相談を希望するとき、事案が複雑であ
るとき、苦情相談に係る案件に関係する者が多数存在するときその他特別の事情
があるときは、二人以上の担当相談員を指名することができる。

2 本会は、前項ただし書の規定により二人以上の担当相談員を指名するときは、

少なくともそのうちの一人は、申出人と同じ性別の者とする。ただし、緊急の場合その他特別の事情があるときは、この限りでない。

3 申出人は、担当相談員に、苦情相談の公正を妨げる事情があると考えるときは、本会に対し、担当相談員の変更を求めることができる。

4 担当相談員は、苦情相談の内容が漏えいしないよう、相談の場所、時間、方法等について配慮しなければならない。

5 担当相談員は、苦情相談に応じたとき又は必要があるときは、規則第七条第三項の規定に基づいて記録した書面を本会に送付し、又は必要な事項を本会に連絡して、報告をしなければならない。

6 担当相談員は、前項の報告の結果、本会から指示があったときは、当該指示に従わなければならない。

(事情聴取)

第六条 担当相談員は、申出人から事実関係等を聴取するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 当該苦情相談において申出人が求めるものについて、次のイからハまでに掲げる事項を確認する等して把握するように努めること。

イ 相手方、その上司等の関係者(以下「関係者」という。)等に対する事実の調査を求めるものであるか。

ロ 今後も発生が見込まれる相手方の将来の言動の抑止等の対応を求めるものであるか。

ハ 相手方の過去の言動に対し、それにより喪失した利益の回復、謝罪要求等の対応を求めるものであるか。

二 申出人における時間的余裕がどの程度あるかについて把握した上で、申出人の心身の状態等に鑑み、迅速な対応が必要であるか否か、迅速な対応が必要であったとしても、時間をかけた方がよいのか否か等について把握するよう努めること。

三 申出人は被害を受けた者であり、差別的取扱い等を受けた心理的な影響から、起きた事実を必ずしも理路整然と話すことができるとは限らず、むしろ、脱線することも想定されることに十分留意し、申出人の主張に真摯に耳を傾け、丁寧にかつ、忍耐強く話を聴くこと。

四 事実関係について次に掲げる事項を把握すること。

イ 申出人と相手方又は関係者との関係

ロ 当該苦情相談において相手方が行ったとされる差別的取扱い等に係る言動の行われた日時、場所、態様等

- ハ 申出人が相手方の口の言動に対してとった対応
- ニ 関係者その他相手方を監督する権限がある者等に対する申出人の相談の有無

ホ 申出人が主張する事実についての目撃者その他の客観的証拠の有無

五 聴取した事実関係について、聴き違いを修正し、並びに聴き漏らした事項、言い忘れた事項等を確認し、及び補充できるようにするため、聴取事項を記録すること並びにその記録の内容を書面で示し、復唱する等して、申出人に確認すること。

(担当相談員による助言及び援助)

第七条 担当相談員は、申出人に対し、規則第七条第二項の規定に基づき、申出人が行うことができる民事手続、刑事手続、懲戒請求手続等の法的措置を説明することその他事案に応じた適切な助言を行う。

2 担当相談員は、次章の調査手続において、第九条に規定する事情の聴取、第十条の検証等の調査が行われる場合には、申出人に対し、調査への対応について助言し、当該調査に付き添うことができる。

第三章 調査手続

(調査委員会の設置)

第八条 本会は、規則第八条第一項の規定に基づき調査委員会を設置するときは、規則運営事務局の推薦を受けて、調査委員会の委員(以下「調査委員」という。)を三人以上指名し、そのうち一人を主査に指名する。

2 主査は、他の調査委員一人又は二人に事実調査の一部を担当させることができる。

(代理人)

第八条の二 申出人及び相手方は、調査手続において、弁護士又は弁護士法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人は、その社員又は使用人である弁護士のの中から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下この条において同じ。)、法律事務所及び所属弁護士会の名称を調査委員会に届け出なければならぬ。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

3 代理人は、本人のために独立して、この細則に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人(弁護士法人にあつては、一弁護士法人をもって一人とする。)以

上あるときは、そのうちの一人の弁護士又は弁護士法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5 主任代理人は、代理人を選任した申出人又は相手方が指定し、指定がないときは、主査が指定する。

6 申出人及び相手方は、代理人を選任し、又は主任代理人を指定したときは、その氏名又は名称、事務所（弁護士法人にあつては、主たる法律事務所）及び所属弁護士会の名称を調査委員会に届け出なければならぬ。代理人を解任したとき、主任代理人を変更したときその他届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 本会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長その他の職員

二 調査委員会の委員及び当該事案の苦情相談に応じた相談員

三 申出人及び相手方が同一の事務所に所属し、若しくは所属していた場合又はこれらに準ずる場合において、当該事務所に所属する弁護士又は当該法律事務所を設置する弁護士法人

四 調査の公正を妨げる事情があると調査委員会が認める者

（事情の聴取）

第九条 調査委員会（前条第二項の規定により事実調査の一部を担当する調査委員がいるときは、その担当する事実調査の一部については、当該調査委員。以下この章において同じ。）は、調査に関して必要があるときは、申出人、相手方又は関係者その他の関係人から事情を聴取することができる。

2 第五条第三項及び第四項並びに第六条の規定は、調査委員会が申出人から事情を聴取する場合について準用する。この場合において「担当相談員」とあるのは「調査委員」と読み替えるものとする。

3 調査委員会は、調査に関して必要があるときは、申出人、相手方又は関係者その他の関係人に対し、証拠となる書面、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

（事情聴取の指揮）

第九条の二 前条第一項に規定する事情の聴取の手続は、主査（第八条第二項の規定により事情の聴取を担当する調査委員がいるときは、その担当する事情の聴取については、当該調査委員）が指揮する。

（陳述及び証拠等の提出の機会の付与）

第十条 調査委員会は、調査を終結するまでに、申出人及び相手方に対し、陳述及び証拠等の提出の機会を与えなければならない。

(調書の作成)

第十一条 調査委員会は、第九条に規定する事情の聴取並びに前条の規定に基づき行われた陳述及び提出された証拠等その他に関し調査を行ったときは、調書を作成する。

(録音反訳等)

第十二条 調査委員会は、調査に関して必要があるときは、申出人、相手方又は関係者その他の関係人の陳述を録音することができる。

2 調査委員会は、前項に規定する録音をしたときは、反訳を必要としない旨決定した場合を除き、これを反訳するものとする。

3 調査委員会が前項に規定する反訳を必要としない旨の決定をしたとき又は第一項に規定する録音をしなかったときは、陳述の内容を要約した調書を作成するものとする。

(聴取書)

第十三条 調査委員会は、電話により事情を聴取する等の調査をしたときは、その聴取した内容について聴取書を作成するものとする。

(検証)

第十四条 調査委員会は、必要があるときは、必要な場所又は物について、検証を行うことができる。

2 調査委員会は、前項の検証をしたときは、その結果について、検証調書を作成する。

3 調査委員会は、必要があるときは、第一項の検証に、申出人、相手方又は関係者その他の関係人の立会いを求めることができる。

(調査費用)

第十五条 調査のために要する費用は、本会が負担する。

(調査結果の報告)

第十六条 規則第八条第三項の規定に基づく調査委員会の報告は、本会に報告書を提出して行うものとする。

2 本会は、前項の報告書が提出された場合において、相談業務のために必要があると認めるときは、担当相談員に対し、報告書の内容を通知することができる。

(調査委員会の非公開)

第十七条 調査委員会の調査及び議事は、規則又はこの細則に別段の定めがある場合を除き、非公開とする。

第四章 措置等の説明

(申出人に対する説明)

第十八条 本会は、規則第十条第一項の規定に基づき相手方又は関係者に対して措置を行ったときは、申出人に対し、行った措置の内容について、十分に説明するものとする。

附 則

この細則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年二月二七日改正)

第四条第五項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年三月一四日改正)

第八条の二(新設)及び第九条の二(新設)の改正規定は、平成三十年三月十四日から施行する。